

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会

産業保安基本制度小委員会(第6回)

議事録

日時：令和3年10月12日(火曜日) 15時00分～17時00分

場所：オンライン会議

議題：

1. 高圧ガス分野における今後の取組について
2. 都市ガス・液化石油ガス分野における今後の取組について

○若尾委員長　委員長を仰せつかっております若尾でございます。ただいまから、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第6回産業保安基本制度小委員会を開催いたします。

本日も効率的に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局から、会議定足数の報告と議事の扱いの確認をお願いいたします。

○正田保安課長　経済産業省の正田でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、16名中、御本人13名の御出席をいただいております、小委員会の定足数（過半数）に達しております。また、オブザーバーとして、委員名簿にございます各団体の皆様方にも御参加いただいております。

議事の取扱いについてでございますが、本日の小委員会は希望者傍聴により執り行われます。また、議事録につきましては、委員の方々の御確認をいただいた上で、ホームページ上に公開することとさせていただきます。

以上です。若尾委員長、よろしくお願いいたします。

○若尾委員長　それでは、議事に入りたいと思っております。

議事の「高圧ガス分野における今後の取組について」に関しまして、資料1をお開きください。正田課長から御説明をお願いいたします。

また、質疑応答、意見の交換につきましては、本日の2つの議事について、事務局から御説明が終わった後でまとめて行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いたします。

○正田保安課長 資料1についてでございます。まず、本日の議題の「高圧ガス分野における今後の取組」でございます。

通しページがついておりますが、資料1—1であります。

6月の中間とりまとめにおきましては、事業者の意見、自治体の意見をよく聞くようにという御指摘がございました。これを踏まえまして、経済産業省といたしましては、6月から9月にかけて、事業者の方々、自治体の方々と綿密に意見交換をさせていただきました。

まず、2ページ目、3ページ目ですが、事業者の方々との意見交換であります。

6～9月の間、9団体、36事業者、延べ37回の意見交換をさせていただきました。この中で、延べ40時間ぐらい議論をさせていただいておりますが、2ページ目の左側にありますとおり、全体につきましては、中間取りまとめの見直しの方向性に異論はなく、自己管理型への移行については賛同すると、基本的にこういった意見でございました。

個別の論点といたしましては、大きく2つございます。2ページ目の右側の設備変更許可についてというところで、事業者からは、都道府県知事の許可、完成検査、検査記録の届出、それによって運転開始をするという、この手続について簡素化できる部分については簡素化できないかという点がございました。

もう1つのポイントでございますが、3ページ目の左側下のところで、簡易明快・迅速な認定手続ということでございますけれども、中間取りまとめの中でも指摘がありましたが、こういった事業者の認定、更新の手続につきましては、できるだけ簡便なものであってほしいということございました。

4～5ページ目にかけてですが、自治体様との意見交換の概要であります。7月に47都道府県、23政令指定都市等ということで、70の自治体と延べ11回のブロック会議を開き、その後、その際に特に意見のございました幾つかの自治体様とは二度、三度と個別に議論をさせていただきました。こちらも延べで30時間以上議論をさせていただきました。

全体といたしましては、4ページ目の左側でございますが、中間取りまとめについては、基本的な方向性に異論はない。自己管理型は時代の流れであり、自主的にやっているところにはしっかりやっていただくと、こういうことございました。

それから、自治体の方々から特に言われたポイントは、こちらも2つございまして、1つは、4ページ目の右側、設備変更許可のところでございます。法令違反時、事故時な

どに迅速に対応するためには、中間取りまとめでは、こういった認定事業者については、記録保存をしていけば許可を受けなくてもいいじゃないかと、こういう議論をしていたわけではありますが、そのところは、事故時などへの迅速な対応を考えると、一定の場合につきましては行政でもしっかり情報を把握したいということでもございました。

それから、5ページ目の右側ですが、中小企業対策について、中小事業者へのしっかりとした保安確保のための取組ということをしっかりやってほしい。中小事業者、人、資金、そういったもののリソースがない中で、保安確保のところは非常に心配だという御意見がございました。

これらを踏まえまして、6ページ目からですが、では、今後、高圧ガス分野はどうするかということでもあります。

7ページ目、8ページ目は、中間取りまとめの復習でもございまして、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対して、手続・検査の在り方を見直す。

8ページ目では、そういった事業者への要件でありますとか、中間取りまとめでも指摘がありましたとおり、左下のところですが、簡易明快・迅速な認定手続が必要であろうということでもございます。

また、9ページ目ですが、6月18日に成長戦略の閣議決定ということで、政府全体といたしましても、こうした事業者の保安力に応じた規制体系に移行することについて、2022年の通常国会に関連法案の提出をしていくということで、方針が定められております。

そういった中で、10ページ目からですが、具体的な方針といたしましては、右側の留意点のところですが、1つは、新たな認定制度について保安のレベルをしっかり確保するという意味で、認定の基準という意味では、現行のものを下げることはしないということですか、1. の②ですが、事業者が現行の認定制度から新しい制度に移行するときに、いたずらに現在の認定事業者が対象外となってくると、これは事業者だけの問題ではなくて、都道府県知事側も、保安検査なり完成検査なりをなかなか十分でないリソースの中で自ら検査しなければならなくなるということで、ここはスムーズな制度移行をしてほしいということでもありました。

2. ですが、先ほど来出てきております設備変更許可の取扱いということで、①は事業者の側から簡素化を求める声、②では先ほど申し上げました行政側で事故時・法令違反時等の対応のために行政が一定の情報を把握する必要があるということでもあります。

3. ですが、煩雑な手続の排除ということで、事業者の方々から、非常に切実な御意見がございました。

3. の②ですが、国と地方公共団体がしっかり連携していくべきではないかということで、地方公共団体の方々から意見をいただいております。

11ページを見ていただきますと、より具体的にどういった制度かということですが、左側のところは、先ほど来出てきておりますように、円滑に制度移行していくためには、移行準備期間をしっかりと取って、その間に移行していただく。それによりまして、右側のところですが、現行の認定事業者制度につきましては、今後、対象が空集合になっていきますので、認定事業者制度の現行のものについては発展的に解消していく。

新しい制度はどのような基本構成かというのを11ページの下に書いております。法律上の制度措置としては1つということではありますが、その中に、いろいろな保安レベルの方々、グラデーションがございますので、②ですが、省令以下のレベルで、便宜的にここでA認定、B認定と置いておりますが、保安レベルに応じた措置を講じるということになります。

12ページは、それをより条文に落とししたところではありますが、左側の4要件を満たした事業者が受ける保安の適正化措置という意味では、完成検査や保安検査は現行の認定制度と同様に自主検査であると。ただ、都道府県知事の検査記録の届出は要しないのではないかとということになります。

また、危害予防規程や保安人員の選解任などは記録保存にするですとか、保安検査と重複しております定期自主検査あるいは法定講習ということで義務化されているところについては任意にするとか、そういったことが考えられるのではないかとということになります。

また保安人員の配置につきましても、コンビナート連携が進んでいたり、これから常時監視・遠隔監視が進む中で、必ずしも製造施設の区分ごとにとということでもいいのではないかとということになります。

13ページ目では、認定の基準を書かせていただいております。赤線・赤枠のあたりは特に今回の制度改正で強化される場所ではありますが、特に①経営トップのコミットメントでは、コンプライアンス体制の整備ということで、事業者がしっかり法適合性を自ら確認できる能力があるか、こういったところも含めてしっかりコンプライアンス体制を見ていく、あるいはガバナンス体制などを見ていくということです。

それから、②高度なリスク管理体制とありますが、これはレベルを落とさないということですので、現行のスーパー認定あるいは通常認定相当の基準をしっかりと守っていくということです。それから、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティ、こちらも全事業者にしっかりとやっていただくということでもあります。

14ページ目は、現行制度と新制度のビフォーアフターが書かれておりますが、現行の制度はスーパー認定事業所——現在、11事業所でありますけれども、この事業所のみがテクノロジーの活用が認定要件となっておりますが、新しい制度では、認定される事業者については全ての事業者テクノロジーの活用をしていただくということで、スマート保安の世界に誘導していくということでございます。

また、15ページは、設備変更許可のところをどうするかということですが、現行は、軽微変更は事後届出で、それ以外の変更は許可となっているわけですが、軽微変更については記録保存義務でいいのではないかとということでございます。これは地方公共団体の方々からおおむね、記録保存でいいのではないかとということでありました。

それから、一番上のところ、ガス種の変更または製造能力の一定以上の変更、こういった重要な変更は許可制を維持する。それ以外のところ、真ん中のところですが、ここは中間取りまとめでは記録保存でいいのではないかとしていたわけですが、自治体様の意見を聞きますと、事故時、法令違反時にしっかり対応していく、迅速に対応するという意味では、事後届出ということで整理できないかということでもあります。

16ページ目、①、②とございますが、A認定事業者の方々の検査面での制度的措置ということで、①CBMの円滑化であります。現行の減肉判断のところでは、単純腐食に加えて、クラック・クリープも対象にするとか、あるいは、CBMの適用範囲を減肉判断のみならず、計測器類や遮断弁等も対象にしてはどうかということです。それから、KHKへのデータ提出を廃止するということでもあります。

②のところは、検査等の基準・規格の柔軟化ということで、むしろ大臣認定制を入れることで白黒をはっきりさせて、使える規格、使えない規格、使ってはならない規格、それをはっきりさせていったほうがいいのではないかとということです。そのほうが、さまざまな安全を前提とした規格の利用が進んでいくのではないかとということでございます。

17ページ目は、移行措置についてであります。

①は、改正法が施行されるまで、現行の制度が生きている間に、現行の認定を受けた方々はその後一定の期間において権利保証されるということでもあります。

②は、経過措置期間の設定ということで、改正法を施行した後も、例えば2～3年とありますが、一定の期間においては現行の認定を受けることができる、いわば現行の認定制度と新しい認定制度が併存する期間があつていいのではないか。この中で、スマート保安への対応を含め、事業者の皆様方に制度移行に対応していただくということかなと考えております。

また、18ページですが、認定手続に係る新たなフローということでありまして、認定手続については、簡易明快・迅速ということですので、一旦、国が実施するという事で整理させていただきまして、国では、スクリーニング審査、審査会審査の二段階審査などで、しっかり審査をさせていただく。その際には、青の文字で書いてありますけれども、現行の認定手続における高圧ガス保安協会または指定機関による事前調査制度については採用をしないということでございます。また、認定に係る手数料についても、現在、約450万円となっておりますが、これも大幅に削減していくということでもあります。

また、更新期間につきましては、電力や都市ガスの分野でも同じようにこういった認定制度をつくっていくわけでございますが、それとの平仄も踏まえまして、一旦、10年と置いております。ただ、10年そのままということではなくて、真ん中の5年くらいのところで中間実施状況を確認していくということで、安全性を担保していくという仕組みとしてはどうかということでございます。

19ページですが、国と地方公共団体の連携ということで、こちらを何とか法定化できないかということを考えております。

3つほど趣旨がございます。

1つは、国と地方公共団体の情報連携あるいは立入検査での連携をしていくということです。

2番目は、地方公共団体の職員の方々が法令知識や技術的知見というものの蓄積のために、国がしっかり協力をしていくということでもあります。

3番目は、国が地方公共団体間における法運用のばらつきがある場合に、本法の事務は自治事務でございますので、当然、自主性・自立性に十分配慮した上でありますが、統一的な運用のための是正の要請など、法運用の適正化に取り組むという趣旨でございます。これが高圧ガス分野の1番目の課題であります。

2番目の課題といたしましては、資料1—3、23ページからであります。

24ページを見ていただきますと、今、資料1—1で申し上げたものが、一番上の青丸の

スマート保安のための新たな制度措置ということですが、それ以外の中堅事業者の方々、中小事業者の方々への対策もしっかりやる必要があるのではないかとということでもあります。

25ページを見ていただきますと、中堅事業者への対策といたしまして、技術実証予算などを使いながら技術支援をしっかりとやっていくとか、あるいは、人材育成支援として、AI・IoT人材育成講座のようなものをしっかりとやっていく。そういったことを含めて対策をしっかりとやっていくということでございます。

また、26ページにつきましては、中小事業者対策ということで、左下のところで、6月の中間取りまとめにも出てきました簡易アプリの開発・普及、あるいは、右下ですが、中小事業者のデジタル化支援。それから、楕円形の上のところですが、これは具体的にはまだまだ今後しっかりと詰めなければいけないのですけれども、中小事業者向けのインセンティブ制度も何か考えられないかということが自治体の皆様方からも指摘がございましたので、ここはしっかりと考えていかなければいけないということでもあります。

3番目の高圧ガス関係の話題といたしまして、27ページ、資料1—4でございます。

28ページを見ていただきますと、こちらはカーボンニュートラル、気候変動という観点から、保安規制面で環境整備をどうやっていくかということでもあります。

まず、第一歩として、燃料電池自動車につきましては、道路運送車両法と高圧ガス保安法が二重適用されておりますが、高圧ガス保安法から燃料電池車に係る高圧ガスを適用除外にする形で道路運送車両法のほうに一元的に保安規制を見ていただくということで、燃料電池自動車の普及促進というものが考えられないかということでございます。

資料1については以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事の「都市ガス・液化石油ガス分野における今後の取組について」に関しまして、資料2をお開きください。

正田課長から御説明をお願いいたします。

○正田保安課長　　資料2でございます。

資料2—1でございますが、こちらの都市ガス・液化石油ガス分野につきましても、中間取りまとめに関しまして、業界団体の方々、事業者の方々と意見交換をさせていただきました。そういった中で、中間取りまとめの方向性については、基本的には異論がないということございました。

そのほか、新しい認定制度ですとかこれから申し上げます制度のあり方について幾つか

指摘がございましたが、こちらを踏まえまして、資料2—2でございます。

まず、都市ガス分野については3点論点がございましたが、1点目、スマート保安の促進のための新たな認定制度ということであります。

4ページ目ですが、こういったテクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者に対する制度措置といたしまして、まず工事計画の届出のところでは、高度な保安を確保できる事業者の方々については、中間取りまとめでは全て記録保存でいいのではないかとしております。

ただ、夏の間、いろいろ詰めたり、事業者の方々と、あるいは執行部局といろいろ相談いたしましたところ、騒音や振動など公害関係のところは事前届出制度を維持する必要があるのではないかと。それ以外のところは、事故時などへの迅速な対応の観点から事後届出ということではないかとしております。

それから、主任技術者・保安規程の届出については、記録保存でいいのではないかとということであります。

4ページの右側ですが、使用前自主検査については、事業者による自主検査と登録機関による検査が重なって行われておりますので、こういった高度な事業者については自主検査のみでよろしいのではないかとということであります。

右下ですが、定期自主検査については、今後、常時監視やCBMなどが進んでくる中で、必ずしも定期にということ法定する必要はないのではないかとということであります。

5ページ目は、参考であります。

6ページ目は、4ページの内容を条文に落とした形でありますので、細かなところがございます。

7ページ目は、新たな認定制度の認定基準ということですが、ガス事業法の中でこういったインセンティブ制度をつくるのは初めての試みになりますので、簡単に言いますと、高圧ガス保安法などでの現在のプラクティスなどを見ながら認定基準を整理していくということでございます。

9ページ目、都市ガス関係の2番目の論点といたしましては、災害時の事業者間連携の在り方ということであります。

現在、10ページの右側にありますように、電力分野につきましては、今、電気事業法の33条の2で、災害時連携計画のスキームがあるわけがございますが、都市ガス分野におきましては、左側にありますように、ガス事業法の163条で、ガス事業者は相互に協力しな

ければならないとなっております、これをガイドラインあるいは日本ガス協会様の応援要綱ということでしっかり対応させていただいております。

もちろん、これまでの取組あるいは現在の取組は事業者間でしっかり連携していただき、早期復旧ということを実現してきていただいているわけでございますけれども、そういった意味では、しっかりこの要綱の実践なども尊重させていただきながら、他方、今後、災害が激甚化していくという中では、11ページの左側にありますとおり、一般ガス導管事業者間の連携ということで、電力分野と同様に、災害時連携計画の規定を策定していくということではないかということでもあります。

他方、この11ページ目の右側にありますが、現行の163条につきましては、一般ガス導管事業者間のみならず、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者の連携なども全部含まれておりますので、こちらの規定は維持していくということではないかと思っております。

また、12ページは、連携計画に何を記載していくかということでありまして、電力の場合の記載事項と今の応援要綱でしっかり対応していただいている中身を考え合わせましてここに記載させていただいております。

13ページは、あくまでも参考でございます。

都市ガス関係の3番目の論点でございますが、資料2—4でございます。

災害時の保安業務をどのように分担していくかということでもあります。何が論点だったかといいますと、15ページの左下ですが、災害時にガス小売事業者が平時では行わない保安閉開栓の業務を行うことになっております。

また、15ページの右側の指摘②にありますように、同時に、復旧要員を派遣する際に、需要家件数に応じて派遣する仕組みになっているわけですが、このあたりをどのように整理したらいいかということでもあります。

16ページですが、夏の間、いろいろ関係者と議論をさせていただいたり、我々なりにももう少し状況を整理していったところ、こうしてはどうかというのが事務局の案でございます。

基本的には、激甚災害のときには、一般ガス導管事業者にはガス発生設備を含めて高圧導管ですとか、技術的に復旧が難しいところに注力していただくということもありまして、16ページの右側、「指摘への対応」と書いておりますが、ガス小売事業者様については現行のガイドラインに従いまして、復旧時には半歩踏み込んだ形で、保安閉開栓等の業務を引き続き担っていただく。あるいは、需要家件数に応じて復旧要員を派遣する仕組みは維

持していくということです。

ただ、ここにありますとおり、教育訓練をしっかりとやっていくということで、一般ガス導管事業者がガス小売事業者なりにしっかりと教育・訓練というところでも支援をしていくということかなと思っております。

また、3番目ですが、電力のような仕組みで、託送料金において災害時の費用を算定して負担するということが、電力に比べて災害頻度が少ないものですから難しさがあるということもあわせて、費用負担の考え方については現行どおりとするということです。

また、今後のポイントとしては、16ページの一番下にありますが、スマートメーターをはじめとしたテクノロジーの導入によって、こういった人海戦術による仕組みを少しでも効率化できないかといったことがあるわけでございます。

最後に、17、18ページですが、液化石油ガス分野にこれからどう取り組んでいくかということでもあります。18ページを見ていただきますと、液化石油ガス分野につきましては、これまで数十年にわたって液化石油ガス事業者の方々には、保安確保のために本当に御尽力いただいております。

特に、液化石油ガス法の平成8年改正で認定販売事業者制度を創設しまして、これによって集中監視システムの導入やマイコンメーターの導入が進んでまいりました。そういった中で、死亡事故などを含めた重大事故は大幅に下がってきております。非常に効果的な仕組みとして、現行の認定販売事業者制度が機能しているということがございます。

もちろん、これは液化石油ガス事業者の方々の本当に御努力と賜物であります。むしろここに、今の時点でスマート保安云々ということで、AIやビッグデータといった制度を屋上屋に重ねていくよりも、効果的に機能しているこの認定販売事業者制度をしっかりと拡充なりすることによって保安を確保していくことがより効果的なのではないかということでもあります。

19ページを見ていただきますと、その全体をまとめておまして、液化石油ガス分野については、今回、スマート保安を前提とした認定事業者制度のようなものは創設しないということではありますが、現行の認定販売事業者制度をしっかりと拡充することで対応をしていくということではどうかということでございます。

以上でございます。

○若尾委員長 ありがとうございます。

それでは、以上を踏まえまして討議を行いたいと思います。時間は限られておりますが、

委員の皆様の御発言をどうぞお願いいたします。

では、久本委員、お願いいたします。

○久本委員 高圧ガス保安協会の久本でございます。

今回の説明にあった自治体等からの意見聴取や中小企業の保安対策などの対応については、私ども高圧ガス保安協会からの発言を踏まえたものと認識しており、感謝をいたします。ただ、不明な点や懸念点が幾つかございますので、申し述べさせていただきます。

1点目は、新たな認定制度では、「テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者を対象とする」とございますが、最近でも新聞等で報じられているように、トヨタや三菱電機のようなコンプライアンスがトップレベルの企業においても、検査における不正が発生しており、自立的な対応が容易でないことは明らかであります。

現に、先月には、認定事業所であります太陽石油四国事業所において、過去10年にわたり67件にも上る法令違反行為が未報告であったとして、愛媛県から処分をされております。

自立的に高度な保安を確保できる事業者であるかどうかを審査することは、なかなか困難ではないかと考えております。

2点目は、資料では、新たな認定制度におきまして、認定の水準は現行認定より下げることはしないとされております。国による新しい認定プロセスは簡易なスクリーニング審査を中心として、必要に応じて審査会の審査を行うということでありまして、このような方法では事業者の能力を的確に把握するのは難しいのではないかと考えております。

3点目は、コンビナート事業者のほとんどは、昭和30年代から40年代に建設され、設備も老朽化したものであります。そういう事業所において、認定期間をこれまでの5年から10年へ2倍に延長することや、定期自主検査等の検査の廃止など、これまでの安全確保の方法をにわかに大きく変えることは、事故の発生につながってしまうと考えております。緩和するといたしましても、保安の確保という観点から、段階的に行うべきではないかと考えております。

このほか、例えば、資料1の16ページにございますが、CBMに関して、クラック、クランプを対象とすることは、令和元年10月31日の第15回の高圧ガス小委員会での審議の結果、外部からの損傷状態の把握が技術的に困難であると評価をされております。

また、同じ16ページにございます海外規格等の取扱いに関する記述について、これは詳細が不明で保安レベルの低下につながらないか、確認する必要があると考えております。

それから、12ページに法定講習についての記述がございまして、法定講習につきまして

は、近年の制度改正の趣旨やその背景の理解や他社との意見交換による気づきなど、各事業者の社内教育を補完し、全体の保安レベルの底上げに寄与するものと考えておりました、依然として我々としては重要であると考えております。

これらのように、保安レベルの低下が懸念される点や不明な点が多数ございます。こうした認定制度の在り方をはじめ、高圧ガス保安法の制度については、先ほども申し上げましたが、これまで高圧ガス小委員会で審議を積み重ねてきております。同小委員会において、今回の見直しの懸念点を一つ一つ丁寧に審議する必要があると考えております。

最後に、これまでも指摘してまいりましたが、規制の見直しは重要な事項であると考えておりますけれども、その前提には、保安の確保が第一でなければならないと考えておりました、これが一貫した主張でございます。この点、僭越ながら、新たに就任された岸田総理の公約などを拝見いたしますと、規制緩和、構造改革のみでは現実の幸せにはつながっていきませんとされ、利益を上げることはもちろん大切ですが、それを持続可能な発展につなげていくかがより大切だとおられます。

同じように、今回の見直しも、規制緩和により経営効率を高め、競争力を強化し、利益を上げることは大切であるとは思いますが、そのみでは保安の確保が疎かになり、事故につながる危険が高まることとなると、大いに危惧しているところでございます。

以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

では、辻委員、お願いいたします。

○辻委員　　東京電機大学の辻です。2点ばかりお話、もしくはお聞きしたいことがあります。

まず1つ目ですけれども、12ページの法定講習の件ですが、先ほど久本委員からもお話がありましたけれども、5年ごとにやっていると思うのですが、それが任意となっております。従来は、この法定講習が定期的に、強制ですけれども、勉強するよい機会になっていたと思います。ただ、事業者の保安レベル、事業者の規模に無関係に画一的にやっていたので、実質的でないということで、ここで任意と書かれているのかと思います。

10年単位ぐらいで見ますと、技術が新しく移り変わってきますし、社会情勢も変わっていくということで、この法定講習に代わる、資格者が勉強する機会というものを選べるような講習の在り方というものを何か考えていただきたいと思います。

2つ目ですが、中間取りまとめの際に、保安における技術基準の複相化、複線化を図りましょうと、そういう話があって、技術基準の策定プロセスなども考えていきますという方針でしたが、今日の話の中にはそういった内容が含まれていなかったように思いますが、これはどのように進めていくのでしょうか。これは質問です。

以上です。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。2点目の質問に関して、事務局のほうからもしコメントがございましたら、よろしくお願いたします。

○正田保安課長 2点目につきましては、中間取りまとめにありますように、技術基準の複線化、複相化、これについてはしっかりやっていくということについては、変わらないものだと思っております。

中間取りまとめで議論されたものは、より一般的に、電力における技術基準・規格、あるいは例示基準の在り方を複線化・複相化していくという仕組みと同じように、それ以外の分野でも、安全を前提にしながらも、さまざまな規格が取り入れられるように仕組みをつくっていくということにです。今回は直接それについて議論をされておりませんが、これにつきましては最終取りまとめでしっかり、中間取りまとめの整理をベースにまとめていこうということでございます。

ただ、その一部といたしまして、16ページでございますが、検査規格・基準の柔軟化ということを考えております。これはいわば基準・規格の複相化・複線化の一部であります。久本委員からも御指摘がございましたけれども、海外規格のところは保安レベルの低下につながるかということですが、※印にありますとおり、久本委員の御指摘は誤解がありまして、現在も既に性能規定化されておまして、KHK S 0851またはこれと同等の基準ということで、既にKHK S 0851以外の規格も認められているわけであります。

今回の措置はそれを何か緩和するということではなくて、これと同等の基準というところが事業者では判断しにくいものですから、むしろそこに大臣認定制をかませることで、安全か、安全でないか、この規格を採用していいか、採用してよくないかということ明らかにしていくような仕組みを入れたほうが、そのところがしっかり進むのではないかと思いますので、ここは保安レベルの低下につながるかと、そういうことではございません。現在の仕組みの何か基準を緩和するとか、そういうことでは全くございません。

そういったところも一つの切り口にしながら、辻委員から御指摘があったような基準・規格の複線化・複相化、中間取りまとめで議論した内容については、引き続き、どういっ

た場であるかと思いますが、最終取りまとめでしっかりピンどめした上で、
しっかり具体化していくということだろうと思っております。

以上でございます。

○若尾委員長 ありがとうございます。

辻委員、よろしいでしょうか。

○辻委員 はい。御説明、ありがとうございます。承知しました。

○若尾委員長 では、続きまして、竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員 ありがとうございます。いろいろ御説明いただきまして、ありがとうございます。高圧ガスの分野から申し上げたいと思いますが、意見交換会を延べ37回実施されて、かなり丁寧に実態把握に努めていただいているという印象を持ちました。

ここから保安の在り方というのも変えていかなければならない中で、出されている御意見の中で、例えば、資料のスライド4でございますけれども、行政も合理化で事務作業が減れば、新たな保安リスク分野に注力できるというコメントも出ています。見るべきリスクというものもどんどん新しくなってきます。サイバーセキュリティとか、そういったところに対する対応するリソースを生み出すという意味でも、効率化ということを図らないと、今守るべき安全性というところが充実して守れないということになるのだろうと認識しております。

今後は、今申し上げたような重要性が増すビッグデータやAIを活用した形でテクノロジーを活用して、こういったインフラのメンテナンス、保安というところをきちんとやっていく、あるいは、サイバーセキュリティ等に関わる専門知識の充実、こういったところも急がれるという中で、今までの認定制度というものが、こういった要素を十分に含んでいないという点から考えると、また、当該制度の創設からもう25年たって、各事業者さんにおいてもさまざまな知見や経験の蓄積もなされているということですので、事業者さんの保安レベルというのも基本的には把握できるようになっているのだろうと思料いたします。

先ほど、高圧ガス保安協会様から、幾つかの個社さんのコンプライアンス違反のような事例もあるので、第三者が関与する意義というところも御説明いただきまして、それは本当におっしゃるとおり気になるところもある一方で、それはある意味、組織としてのコンプライアンスの問題であって、知見・技術の蓄積というようなところとはちょっと問題を異にするのかなというところを私自身は認識として持っております。

そういったところから、事前調査というところは廃止をするという方向性でよろしいの

かなと思っていますが、1点、確認をさせていただきたいのは、丁寧にヒアリングをしているとは思いますが、事業者さんからコスト削減の意味も含めて事前調査の廃止というところに対しての要望が出るというのは、これは当然であろうかと思いますが、地域の安全をある意味担保するという点で、責任を負う地方自治体さんへのヒアリングの中で、これは残してくれというような要望、あるいは、こういった改正に反対をするというところ、それが安全性に対する懸念というような根拠で出されているのかというのは、きちんと確認をする必要がある点だと思いますので、この点、改めて事務局の方にお伺いをしたいというのが1点目でございます。

もう1点、都市ガスのほうのお話も申し上げてよろしいでしょうか。

○若尾委員長 はい、お願いいたします。

○竹内委員 都市ガスのほうの御説明もいただきまして、ありがとうございました。スマート法案の導入や災害時の連携など、こちらも方向性を今までの議論を踏まえて明確にして取り組んでいただいていると認識をいたしました。

1点、気になりましたのが、ガスは電力と異なりまして、小売事業者さんも保安責任を負うという仕組みになっておりまして、これが参入障壁のようになってしまっているという懸念がございます。今後、エネルギーのみならず、あらゆるインフラの維持コストを低減して効率化していくということで、エネルギーの分野だけではなくて、それこそ水道ですとか道路等、全部含めてですけれども、やはりインフラの維持コストというのを低減し効率化していく必要があるので、そうなりますと、集約化による効率化、テクノロジーの活用というのがキーワードだと考えておりますが、こういった保安責任を分散化させてしまうという仕組みが、私はちょっと合理的だとは思えないところがございます。

この点は、必要な費用負担はきちんと小売事業者さんに負担を求める一方で、小売事業者さんはサービス事業として、As a Serviceを生み出す競争をするというところにある意味集中していただいて、保守は、プロフェッショナルの導管事業者さんに集約をするというほうが、全体設計としてあるべきではないかと考えております。この点は引き続き事業者さんに、こちらまた丁寧な実態調査をしていただいて、議論をお願いできればと思います。

以上、2点でございます。

○若尾委員長 ありがとうございます。

今、竹内委員のほうから質問が1点ございましたので、事務局から御回答をお願いでき

ますでしょうか。

○正田保安課長 事務局からでございます。高圧ガス分野における事前調査制度について、自治体様から御指摘、御意見などがあったかという点でございます。

まず、そもそも資料1―2につきましては、事業者様、地方自治体様にも、特に御意見のあったところを中心にでございますが、御意見を賜っておりまして、その上で整理させていただいております。その意味では、非常に恐縮でございますが、事業者の方々、自治体の方々からの御意見は全て反映させていただいております、ある意味での御了解、同じ共通認識を持たせていただいているという資料でございます。

その上で、事前調査制度につきましても、自治体様からは、これを今後採用しないということについての御指摘は、私は30時間以上全ての意見交換に参加、出席をして全部説明をさせていただきましたけれども、そういった意見は聞いてございません。その意味では、自治体様からも、この方向性が安全確保上問題だということは意見としていただいております。そういう意味では、自治体様からの御了解があるものと認識しております。

○若尾委員長 ありがとうございます。

竹内委員、よろしいでしょうか。

○竹内委員 ありがとうございます。正田さん自ら30時間ヒアリングに全部同席をされて、直接聞いていただいた結果、聞いていらっしゃらないということでありましたら、非常に安心をいたしました。御説明、ありがとうございました。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、まずは委員の皆様のように御指名させていただいて、その後で、オブザーバーの皆様のように御発言をお願いしたいと思います。

挙手の形式で、伊藤委員より御発言の意思が示されておりますので、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 御指名、ありがとうございます。伊藤でございます。

中間取りまとめの後の限られた期間に網羅的に業界団体、事業者、自治体などと意見交換を行われたとのことで、また、その全ての会合に課長が参加されたとのこと、大変結構な取組だったと存じます。

いずれの団体事業者、自治体においても、中間取りまとめで示された見直しの方向性に異論がなかったということ、それから、現行の検査の在り方、認定制度、届出等の手続に関して、具体的な意見や提案があったとのことで、これらを踏まえてまとめられました今

回の事務局案につきましては、基本的に賛同いたします。

ただし、先ほど久本委員が懸念を示されましたように、保安レベルの低下につながらないような配慮が必要かと存じますので、制度改正の内容につきましては、できるだけ事前に検証を行い、移行準備期間に限らず、新しい制度に移行した後においても、必要に応じて修正を図るような取組が必要かと存じます。

そして、今回の修正案、事務局案に従って保安制度の見直しが進められますと、例えば、高圧ガスの保安事業については、認定手続が合理化されることによって事前調査の廃止等が生じます。となりますと、認定機関の一部の事業機会が失われることとなります。事前調査の廃止につきましては、過去に起きた大きな事故やトラブルとの関連性が低いということもございますので、保安制度全体で見て望ましい制度改正と思われるので、ぜひ進めていきたいと存じます。

また、制度改正を行う際についてでございますが、私は、過去、さまざまな審議会等に参加させていただいた経緯から、時折、規制当局と事業機会が失われる当事者との間で調整が行われることがございます。今回はさまざまな諸理由を踏まえた抜本的な制度改正だと私は理解しておりますので、そのような調整が行われることがないようにぜひ心得ていただきたいと存じます。

それから、先ほど法定講習のお話ございましたが、例えば、さまざまな業種において法定講習に準ずる行為といたしまして、コンピュータベースのトレーニング、C B Tが導入されております。C B Tなどを導入すれば、その講習にかかりますコストですとか時間など、さまざまな合理化を図ることができるかと存じますので、そのような新しいテクノロジーの導入につきましても、保安制度の改正において御検討いただければと思います。

それから、都市ガス使用の制度改正についてでございますが、先ほど竹内委員が御指摘された内容と一部重複しますけれども、都市ガス使用における大規模災害時のガス保安の在り方に関しまして、たしか中間取りまとめでは、本来は保安責任を有する導管事業者がスキル・能力を有する人員を保安業務に当たらせることが、早期復旧、安全確保の観点で重要とされていたはずですが、今回の事務局案では、現在の仕組みが最も効率的・効果的であると、そのように修正されております。

ガスの保安業務や復旧業務は作業に高い専門性が必要ですが、そのようなスキル・能力を有する人員は主にガス導管事業部に配置されています。一方、現在、復旧業務等の責任を担っておりますガス小売事業の専業者においては、そのようなスキル・能力を有する人

員をほとんど擁していないという事実がございます。

都市ガス事業では、来年4月に大手3社の導管部門が法的分離され、ガス製造分野、小売部門との兼業が禁じられます。他のガス事業者においても、導管部門の会計分離が強化されますが、地域独占が継続される導管部門の託送料金については総括原価方式による料金算定が継続されます。

このような都市ガス事業のシステム改革も勘案いたしますと、中間取りまとめで示されたように、大規模災害時には保安責任を有し、そのスキル・能力を有する導管事業者が復旧・保安作業に当たり、その際に要したコストを託送料金に反映して回収する仕組みとしたほうが、現行の全てのガス事業者に分担責任を負わせるという仕組みに比べて、保安に関しましてはより合理性が高い仕組みになるように思われます。

今回、事務局案が現行の仕組みが最も効率的・効果的と記された理由について、できれば御説明いただけないでしょうか。

以上でございます。

○若尾委員長　ありがとうございます。では、最後の御質問の点に関して、事務局よりお願いいたします。

○正田保安課長　最後の点でございますけれども、我々も中間取りまとめで、伊藤委員が御指摘のとおり取りまとめさせていただいたところでありますが、夏の間、災害時に、実際、どのようなところで復旧ポイントがあるか、これまでの事例も含めて、もう一回、綿密にアセスさせていただきました。それで、どれだけの人員がかかるか、より上流のところでは技術的に復旧に知見の要するところ、あるいはもう少し需要家に近い下流のところ、それぞれにどのくらいのロードがかかっていくかということについて、もう一度よく検証させていただきました。

そういった中では、これまでの災害でもそうですが、これからの激甚災害なども考えたときに、復旧により高度な知見・知識を要するところに相当程度のロードがかかるということは、我々としてはもう一度再認識したところでございまして、その観点から、もう少し下流の、相対的にみれば技術的知見を要しない業務、先ほど申し上げましたが、教育・訓練によって、相対的にみれば対応し得る部分への業務には、一般ガス導管事業者だけでそれを全部賄うのではなくて、保安要員なり、必要な復旧要員をガス小売事業者から供出していただくということのほうが、激甚災害に備える上では、いろいろ考え合わせてみた結果、そちらのほうが適切なのではないかということだったわけでございます。

また、託送料金に乗せるところにつきましては、先ほどもちょっと申し上げたわけですが、電力などと違って、供給途絶なり事故というのがそれほど発生頻度は高くないという中で、事務局の検討としてはなかなか算定しにくいという要素はあるのかなということだったわけでありまして。

いずれにいたしましても、今、伊藤委員から御指摘がございましたし、竹内委員からも御指摘がございましたので、御指摘のところをよく踏まえて、最終取りまとめは11月29日でございますが、そこまでまだ時間はございますので、関係者の方々の御意見を踏まえて、もう一度よく話し合いをさせていただきたいと思っております。

○若尾委員長　伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員　ありがとうございます。はい、結構でございます。

○若尾委員長　ありがとうございます。

では、続きまして、柳田委員、お願いいたします。

○柳田委員　柳田です。私のほうからは、まず、中間取りまとめの後、事業者様、自治体様とかなりのお時間をかけてお話し合いされて、その結果を踏まえた代案を示していただきましたことにつきまして、御礼を申し上げます。

その中で、2点だけお話しさせていただきますと、まず、国と地方公共団体との連携というところの法定化ということを御説明を受けました。いろいろな作業等々を極力スムーズにしていこうとすると、標準化できるものはできるだけ標準化したほうがいいのだと思うのですが、各事象が同じであれば、同じ結果、同じものを提出するというところで、日本全国においてできるだけ統一化されることは重要なのではないかなと思っております。

一方で、各地方公共団体の固有の事情であるとか固有の合理的な観点からの判断の相違というのは、もちろん尊重されるべきであると思っておりますけれども、今後、スマートにいろいろなことをやっていくという観点においては、各地方公共団体でのお話と、国とがしっかり連携し、その結果が事業者にも伝わり、事業者の行動に反映されるということが非常に重要ではないかと考えております。

もう1点は、中小事業者の保安レベルの向上に向けて、特にデジタル面の対策についてでございます。こちらにつきましては、なかなか想定のように進みにくい。これは保安だけではないと思いますが、それが実態だと思っております。いろいろなインセンティブ制度を今後構築されるに当たりましては、特にユーザー側——この場合は中小の事業者様のほうにあるかと思いますが、こちらの問題点が立場を考える問題認識を少しでも払拭で

きる形で、使用者から見たときに使いやすい、あるいは、しっかりインセンティブとして成り立つ制度設計にしていただければなと思っております。

以上でございます。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、山地委員、お願いいたします。

○山地委員 山地です。よろしくお願いいたします。

まず、中間取りまとめの結果の後、このように丁寧なヒアリングをされているということに敬意を表します。

それで、資料1の4ページにありましたように、自己管理型というところに私もおおむね賛同しております。ただ、12ページの法定講習のところが任意になるというところに、少し不安というものを消費者の視点としてはやはり感じてしまいますので、もちろんメリハリのある講習ということで、やるべきことはきちんとやる、そして、認定制度の対象にならないような中小企業さんは法定講習は必ずしっかりやるというような形で、メリハリのある講習があるということをまず第一前提にしていきたいと思います。

そして、保安レベルの低下が起こらないということを第一前提に、移行期間をしっかりと十分取っていただいて、周知徹底を図っていただきたいと感じました。

それを前提にしまして、資料1の24～25ページの中堅・中小事業者さんにおける保安レベルの向上というところですが、名ばかり講習、受けたよ講習というか、あまりにも厳しい認定手続き制度ありきを、やめてしまうというのではなくて、意欲のある事業者さんがしっかりと保安事業に取り組める制度となっていけばいいなと感じています。ぜひその辺をよろしくお願いいたします。

以上です。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、松平委員、お願いいたします。

○松平委員 松平でございます。中間取りまとめ以降、各地方自治体あるいは事業者の方々にヒアリングをしていただいて、このように整理をしていただいて、ありがとうございます。

それで、私からは幾つか、高压ガスのほうについて、やや細目的な点について意見を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、13ページの新たな制度的措置に係る認定の基準というところで、4要件が整備さ

れております。ここはいかに客観的かつ分かりやすい形で整備をできるのか、今後、深掘りしていかれるという理解ですが、この中に、注1ということで、コンプライアンス体制の整備に関連して、「法適合性確認能力」というものを見ていきますという記載がございます。この「法適合性確認能力」というのをどう評価するのかというのはなかなか難しいところかなと思っておりまして、運営側の責任者の明確化、それから、監視する社内監視体制の整備とその責任者の明確化といったところがまず考えられるところかなと思います。

これも含めたガバナンスあるいはコンプライアンスという観点については、上場企業であればある程度上場審査基準などに基づく整備等も行われることが想定されるわけですが、対象となる事業者は必ずしも上場しているとは限らないと思いますので、その場合には、そういった上場審査基準等々による審査は受けていないという前提で検討をする必要があるというところになると思います。ただ、その審査基準のつくり込みにおいては、そういった上場における基準なども一つの参考になり得るとは思います。

それから、これはまた少し視点が違いますが、公益通報者保護法に基づく内部通報制度のきちんとした整備と遵守といったようなところも、考慮要素としてはあり得るかと思えます。ほかのさまざまな制度なども参照いただいて、どういった基準が分かりやすく客観的な指標となるかというところをぜひ御検討いただければと思っております。

それから、先ほどの高圧保安協会さんの御意見の中に、老朽化という視点があったと思います。私も設備が老朽化するといろいろな事故や支障も出やすいと思いますので、この老朽化というものにいかに対応していくのかというところを、この4要件の中で考慮することが何らかできないか。

例えば、②の高度なリスク管理体制の中で、老朽化した施設についての考え方を、その場合には新しい設備に比べるとより高い管理体制を求めるとか、そういった御研究ともぜひいただければと思っております。

それから、18ページですが、今想定されているのは、認定の期間としては10年間ということで、5年目あたりに中間の状況確認ということであります。ここは5年というのは、イメージとして書かれているのか、あるいは、もう5年ぴったりにやるところまでお考えになられているのかというのは、すみません、この資料からは分からなかったのですが、イメージとして、1回、中間的にチェックを入れますという、そのコンセプト自体はよろしいかなと思っています。

一方で、必ずしも5年というところに縛られずに、例えば、公益通報、内部通報も含め

て、何か問題があるという指摘が寄せられたときに、そこは行政機関がしっかりチェックをして、要するに、5年を待たずにしっかり確認ができるような仕組みであるとか、あとは、今回、資料には表れておりませんが、この認定はどういう場合に逆に要件が取り消しになるのかというところの取消し事由の整備も含めて、万が一のときにきちんと対応できるような仕組みを入れておく必要があるかと思っております。

それから、17ページの②ですが、当面の間、現行制度を、移行準備期間ということで2～3年程度経過措置としての期限を入れておいて、そこから認定が有効になるようにということが示されております。地方自治体の方々からも、この制度以降において円滑にできるように、そしてまた、自治体側の対応としてもスムーズにいくようにということで、こういう仕組みを導入すること自体はよろしいのではないかと私は思っております。

一方で、この仕組みによる場合、施行日が2023年6月だとした場合には、経過措置期間が3年、そこから有効期間7年ということで、最長で2033年ごろまで、この従来の仕組みで自主保安ということが認められる。すなわち、テクノロジー等を活用しないで、ある意味で自主保安に任されるという仕組みが可能になるということだと思います。

テクノロジー等を活用した保安の仕組みによって、これまで以上に保安能力をしっかりと高めていくという観点で、いつごろまでに、中小の事業者さんも含めて、御対応いただきたいのかというところの考え方として、今から12年ぐらい後でも構わないのか、例えば、2030年ぐらいまでには御対応いただきたいのかということも踏まえて、この経過措置の負担、あるいは、経過措置において認定が認められた場合の有効期間の設定については、御検討をいただく必要があるのかなと思いました。

それから、都市ガスのほうですが、ほかの委員の方々から御意見のあった、緊急時の保安、災害時の保安をどちらに寄せるのが合理的なのかというのは、なかなか悩ましい論点だなと思っております。

確かに小売事業者さんが逆に緊急時に対応するという点について、皆さんができるのかどうかとか、それによって安全性に影響がないと大丈夫かというところ、両面、気になるところではありまして、もちろん事業者さんの御意見をまずは踏まえてということも大事だとは思いますが、場合によっては、小売事業者さんのほうはむしろ協力義務というか、一時的な施工は導管事業者さんのほうに担っていただいて、ただ、その際に、協力義務、それから、講習などをきちんと受けた小売事業者の方々が、スタッフの方々が自主的にここに対応するという点も可能にしておいて、逆に、そういう編成がきちんと

できる小売事業者さんですよということが、一つのお客様へのアピールポイントというか、競争の源泉になっていくという、そういう仕組みづくりももしかするとあるのかもしれない。

そうすると、もしかすると競争関係を逆にゆがめてしまうおそれもあるかもしれませんが、そういった選択肢もあるかなと思いましたが、引き続きここは先ほどの事務局の御発言のとおり御検討いただければと思っております。

以上です。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員 どうもありがとうございます。横浜国大の三宅です。どうぞよろしく願います。

まずは、長時間にわたりいろいろな意見交換あるいは議論、どうも御苦労さまです。すばらしい時間だったと思います。それを基にしてこのようにまとめていただいたことは、非常に価値があると思います。

まず、基本的なスタンスとしては、事務局の提案に賛同する次第です。これは社会の要請ですとか、大きな意味で社会の流れに沿った合理的な方向性にあると認識しています。

その中で幾つか気になる点としては、例えば、高圧ガスのほうで言うと、13ページのところで出てきた法適合性の確認ということだと思うのですが、当然、法に関して、イノベーション、いわゆる自立した自主保安、その管理をしていくということにおいては、まず、事業者自らが目的であるとか目標を設定して、そして、実施をして、自ら評価して、それをきちんと証明をしていく。そういうことが流れとして必要になると思うのですが、そのときに、コンプライアンスということもあるかもしれませんが、本当に力量として適合性を確認する能力があるのかというのをどのように考えればいいのかというところを少し検討が必要かなと感じています。

また、一つ一つの作業ですとか設備を見るときに、力量を持った人をきちんと育てていく、そういうシステムも当然大事です。先ほどから、法定講習あるいはそれに代わるような何らかの教育システムが必要だというのは、全くそのとおりだと思いますし、特に、大学あるいは教育期間で教育を行っている立場から言うと、人それぞれの力量とかレベルとか適性に合わせた教育のコンテンツやカリキュラムが必要になると思いますので、一律というのではなくて、少し特性に配慮したような教育のメニューというものを御検討いただ

いたほうがいいのではないかと感じています。

それから、安全という立場で考えると、統計的に見た平均値で議論するものではないわけです。特異点ですとか、非常に条件の悪いときに、俗にいう「最悪の事態」を想定して、そのときに例えばどういう緊急対応がとれるのかと、そういう訓練が当然必要になるわけですし、そこにおいてはどのような体制がとられていて、それを事業者あるいは業界がどのような形で社会に対して証明をしていくのかというところが非常に気になるところです。

いろいろ議論を行ったときに、先ほどのお話ですと、業界、事業者あるいは自治体の方々と議論されたということで、それ自身は非常に大変なことだったと思うのですが、一方で、万が一、何か災害事故が発生したときに、その被害を受けるのは、事業者はもとより、その周辺の住民であるとか、一般の市民、国民であるわけです。その辺の視点も含めて、これからの詳細な設計をしていただければと思います。

安全を考えるときに、過去の経験やデータの蓄積というのはもちろん重要なものを示しているわけですが、新しい技術ができたり、あるいは災害が激甚化をしているということになりますと、そして、その時点で、これまでの保安や安全に関するシステムを変更するということになる、そこでのシステムの変更管理というものが必要になりますので、そのときには、ゼロリスクは当然ないわけですが、少なくとも、議論の透明化をしていくということ、そして、その透明化したプロセスをみんなが共有できるということが国民も含めた納得と共感を得られるような、そういうスキームになると思います。

その点で、もう1つ追加で言うと、今回は経済産業省が所管する法令の中でのいろいろな議論だと思うのですが、万が一、何か災害が発生した場合には、ほかの省庁が所管をしている消防法ですとか、毒物・劇物であるとか、いろいろな法律の連携でいかなければいけないわけですので、今回の取組あるいは考え方というものを将来的にはぜひ他省庁との、あるいはほかの法規との連携あるいは整合、そこら辺も視野に入れて今後進めていただければと思います。

以上です。

○若尾委員長　どうもありがとうございました。

では、続きまして、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員　ありがとうございます。まず、遅れて参加し失礼しました。

既に御意見が出ているものと重複するかもしれませんが、私からは、2点、意見を申し上げます。

まず、事務局の方には、今回、提案をいただくに当たり、現場の声、事業者や自治体の方に丁寧にヒアリングを重ねていただいたことに深く感謝いたします。

それでは、1点目ですが、まず、今回のスマート法案促進のための新たな制度的措置についてですが、産業保安におけるテクノロジーの活用を促すとともに、事業者の技術的能力や安全管理システムが相当高度なレベルに高まってきていることを踏まえると、規制レベルを合理的な形に見直すものであるということから、現在及び将来の産業保安の実態に沿った内容になっていると思いますので、今回の御提案には賛成したいと思います。

こうした取組については、安全を担保した上で、石油化学コンビナート地域とか都市ガス分野など、我が国の産業競争力を向上させていくことにも資するものと考えております。事務局の提案でございますが、事業者や地方自治体の方々とも、綿密に意見交換をしていただいた結果、とてもバランスのある形になっていると拝見しております。

もちろん、高度な保安レベルを有する事業者に対して手続や検査面での規制の見直し措置を講ずることは適切だと思いますが、その際に、認定基準として、事業者が自ら法適合性を確認する能力があるかといった審査も含めて、13ページ等にもありますけれども、事業者のコンプライアンスやガバナンスの体制、また、リスク管理能力、さらに、サイバーセキュリティ対策といった面をしっかりと審査、担保していくことがとても重要であります。そのため、これらの点については、安全の確保の観点からもしっかりと審査していただくということだと認識しております。

ただし、高度な保安を実施する事業者を認定する手続に関しては、事業者負担にも配慮して、簡易、明解、また、スピーディなものとするべきです。現行の高圧ガス保安法の認定手続のように、以前、ヒアリングもいたしましたが、事業者に過度なペーパーワークを課す仕組みにならないということが大前提ではないかと考えます。

保安や安全はペーパーワークを増やすことで守られているのでは決してありませんので、むしろ事業者の方々の日々の努力や取組の上に成り立っていることを考えると、事業者の貴重なリソースを、ペーパーワークのようなものではなくて、実質的な保安活動に配分していくことが非常に大事だと思っております。

その意味においては、特に高圧ガス分野について言えば、事務局案にあるとおり、事務手続が過度に肥大化してしまった現行の事前調査制度というものは一旦廃止をして、手続の在り方を再構築する状況にあるのではないかと考えておりました。

こうした事務手続の簡素化の要請は、この小委員会でも事業者の方からヒアリングをし

て実態をお伺いしたところですが、その際にも明確に指摘されていたと思いますし、今回、経済産業省が行った事業者ヒアリングでも強く指摘されていることと認識しております。ただし、新たな制度的措置を行うに当たっては、事前の検討や認定制度のガバナンスがきちんと働くようにしていただきたいと思っております。

2点目ですが、資料1―4の燃料電池自動車に関わる規制の一元化について、一言コメントさせていただきます。

カーボンニュートラルに保安面からも貢献するという意味では、燃料電池自動車を高圧ガス保安法の適用除外として道路運送車両法に一元化することについては賛成いたしますが、中間取りまとめにもありましたように、今後、水素の利用が期待される分野というのは、燃料電池自動車といった移動体燃料としてのもののみならず、発電をはじめとした広い分野にわたっていくため、そうした水素のサプライチェーン全体を念頭に置いて、水素保安の全体戦略を整理していくことがとても重要になってくると思っておりますので、その点も踏まえて御検討いただくことが大切かと思っております。

以上の2点になります。ありがとうございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、内山委員、お願いいたします。

○内山委員　　神奈川県の内山です。よろしくをお願いいたします。

私は地方自治体の者ですが、実際に正田課長のヒアリングを受けた立場なのですが、オンラインを活用されまして、現場の若い職員とフリーディスカッションまでしていただきまして、非常に丁寧なヒアリングをしていただいたと感じております。その点についてまず、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

その上で、今回、この委員会で初めて、法令改正にまで踏み込んだ内容が具体的に示されました。特に、法文の14条と35条に関しましては、地方自治体としては一番事業者さんと接触する場面が多い部分でございます。

この改正が行われる際には、今後、省令や基準等が、ましてや、認定基準も含めてですが、決まっていく中で、地方自治体として、今回の改正は何のためにやるのかというときに、これは最初にこの委員会が立ち上げられた趣旨として、工業保安のレベルを上げるのだということを、スマート保安を活用することによってより進歩させるのだということを踏まえた上での今後の基準づくりにしていただくためには、日本の工業保安を支えてきた技術が実は非常に大事ですので、その技術部分を支えてきた方々の意見を踏まえた上で、

今後の基準づくりをお願いしたいと考えております。

以上です。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

それでは、挙手の形で御意思を表明いただいています又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員 みずほ証券の又吉です。

今回、事務局に整理いただきました内容につきまして、基本的には賛同したいと考えております。ただ1点、コメントをさせていただければと思っております。

資料1—4の燃料電池自動車等の規制の一元化についてです。こちらは具体的に道路運送車両法の保安に一元化する方向性を整理していただきまして、ありがとうございました。燃料電池以外にも、省庁をまたがる産業保安規制の合理化が期待されるイノベーションというものは、足元、増加傾向にあるかと考えております。カーボンニュートラルの実現に向けて、今後もこういった活動につきまして継続的に検討をお願いできればと思っている次第です。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、白坂委員、お願いいたします。

○白坂委員 まず、すごく数多くのヒアリングを重ねて、中間報告からここまでまとめてこられた事業者の方にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

基本的には御提案に賛同いたします。幾つか、その進め方においてコメントさせていただければと思いますが、世の中が変化する中で、テクノロジーも変わってきていますし、事業者のレベルも変わってきている。この段階で大幅に見直すという形をやっているのは、タイミング的にもいいですし、中身的にもそれをちゃんと反映しているのかなと思います。

基本的には、能力を持っている人たち、彼らには安全に対する責任を持ってもらい、ちゃんと説明もできるようにしてもらおう。そうすることによって、その代わり、やり方は自分たちで創意工夫ができるようにする。そうすることによって、能力をいかんなく発揮してもらおう。それを通じて安全もちゃんと確保してもらおう。そういうことを狙っているものと理解しております。

コメントとしましては、4点ほどあるのですが、これはもう皆さん先ほどからおっしゃっているように、コミットメントのところ、法適合管理能力をどうやって見ていくかというのは、しっかりと押さえていただきたいと思います。ここはすごく重要になってくる

ことかと思えます。

これに関連しまして、2点目として、安全の立証能力をちゃんと説明できるということが重要であるということをごれくらい本質的に理解してもらえるかだと思っております、これまでももちろんそれはやっていたと思うのですが、これからは、より自分たちで考えて、自分たちで「これで安全だ」ということを示していくわけですから、それが何かあったときには説明をしなければいけない。

つまり、自分たちでももちろん管理はするのですが、外にそれを求められる可能性があるのだということをご理解した上で、ちゃんとエビデンスも持っておかなければいけないですし、そのための書類も作っておかざるを得ないはずなのです。なので、何もやらなくてよくなるわけでももちろん全然なく、そういったことをやらなければいけないのだということをご本質的にちゃんと理解していただいて、それをコミットメントで実行できるという、安全立証能力のところは2点目としては重要かなと思っております。

3点目は、教育の話が出ていましたが、まさに三宅先生がおっしゃったとおりで、教育は、本来、これを受ければよいというものではなくて、人により全然違いますし、設備によって知るべきことも変わってくる中で、これも本来は、自分たちがこうであれば安全であるということをご考えた上でどう教育していくかということが重要になっていくので、そういったことがちゃんとできるようになる、まさに菅原委員がペーパーワークが安全を実現するわけではないとおっしゃっているとおりで、ちゃんと考え、ちゃんとオペレーションし、ちゃんとメンテナンスをする。

これがポイントになるので、全ては安全が目的であって、目的の安全を満たすために手段として教育をやる。もちろん、それで経営としての効率性がついてくる。そういう形をどう両立するかを自分たちで考えるということがポイントなので、教育もそういった観点で、本質を理解して考えてもらえるかというのがポイントかと思っております。

4点目は、中小事業者がいますので、必ずしもこういう能力を急に求められる——求めるレベルではないと思うのですが、彼らが彼らの事業としてちゃんと続けられる枠組みになっているということ。今回は多くのものが自由度が高いものと、ちょっとそうでないものと、かなりしっかり押さえるところと、3段階になっている場合が多かったと思うのですが、これをちゃんと考えて、事業として成立する形が必ずしもできるところだけではないのだということをごベースに、この先の実施においては具体化をしてもらえればと思えます。

以上になります。ありがとうございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、オブザーバーの方々を御指名させていただきたいと思います。

まず初めに、村田オブザーバーよりお願いいたします。

○村田オブザーバー　　ありがとうございます。全国LPガス協会の村田でございます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まずは、今回の中間取りまとめに当たりまして、精力的に我々事業者に対しましてもヒアリングを通じて意見交換の労を取られた当局に対しまして、御礼を申し上げたいと思います。それを踏まえまして、今後、よりよい制度にしていくためのということで、3点、申し述べたいと思います。

まず1点目は、全体の今後の進め方の問題でございます。現在、カーボンニュートラルに向けての動きが加速されているということは皆様御案内のとおりだと思います。化石燃料を扱う我々LPガス業界を取り巻く事業環境も厳しさが増すことを懸念いたしております。提示のありましたスマート保安を前提とした制度設計を踏まえて、我々業界としても、今後、2030年、2050年を念頭に対応をしまいたいと思っておりますが、将来にわたって事業がサステナブルであるということの見通しが大前提であろうかと思っております。

その意味で、保安の観点からの今回のような新しい施策、新しい思想で行っていくということに当たりましては、エネルギーの需給の施策の動きを常に視野に入れて、新たにこうした制度が絵に描いた餅にならないような、スピード感を持って実現可能性があるものにすべきだと思いますので、ぜひとも、エネルギー基本計画等々、そういった全体の世の中の動きとよく連携を取って、今後、この保安の議論を進めていただければと思っております。

2点目は、中小企業を含めた業界の保安レベル全体のレベルアップについてでございます。本日も中堅・中小企業を含めた業界全体の保安レベルの向上に向けた取組についての提示をいただきまして、大変ありがたく思っております。LPガス業界につきましては、保安向上の観点から申しますと、双方向通信の集中監視システムの導入というのが理想になってくると思います。

他方、中堅・中小のレベルでは、体力的に多大な投資は厳しいという面がございまして、国からのさまざまなバックアップが必要かと思っております。特に財政的なバックアップが望ましいと思っております。この点から申しますと、集中監視システムは保安レベル

の向上だけでなく、配送合理化など、カーボンニュートラルにも寄与するということを考えますと、例えば、資源エネルギー庁の特別会計財源からの施策捻出など、そういったものも工夫していただきまして、財源の確保をしていただければと思っております。

3番目は、LPガスの認定販売事業者制度の見直しについてでございます。我々ともいろいろと意見交換をされた上で、今回御提示があったわけでございますが、保安レベルの維持・向上となる制度も、LPガス事業者にも利用してもらわなければ意味がないと思っております。現行のゴールド、シルバーの制度も、今後のIT技術の進展あるいはデジタルトランスフォーメーションといったような新たな動きをさらに捉えまして、一層のインセンティブが可能かどうか、検討いただければと思っております。

他方、常時通信システムではない方式での認定販売事業者の制度の在り方につきましては、保安レベルの維持とバランスの取れるインセンティブであるのか、そのインセンティブは事業者の視点からして使いやすいのか、そういった観点から精査をする必要があると思っております。今後、制度設計に当たりまして、引き続き行政と我々事業者との十分な意思疎通の継続を期待したいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○若尾委員長　ありがとうございました。

では、続きまして、三浦オブザーバー、お願いいたします。

○三浦オブザーバー　石油連盟の三浦でございます。発言させていただきます。

まず最初に、今回の見直しに関しまして、事務局の方々には、我々業界団体及び事業者に対して非常に丁寧なヒアリング及び議論をさせていただきましたことを、大変感謝しております。ありがとうございました。

今回の一連の規制制度の見直しに関しましては、今さらいわずもがなではあるのですが、あくまで規制の見直しであって、規制の緩和ではないと我々業界としても考えています。「緩和」という言葉から連想される、「楽になる」とか「お金がかからなくてすむ」というようなイージーな発想というものを全く我々は持っていませんで、この見直しによって、我々事業者側としてはむしろ大変な取組になるとと思っております。

まず1つに、「事業者の判断で」とか「自立的に」といった自主保安というような考え方がこれだけ示されますと、当然、これは従来以上に事業者の責任というものが明らかになってきているということでございます。

これにつきましては、今までの様に、法律の手続をすればいいというような受け身のと

ころから、自分できちんとやって結果を出しなさいということになるわけで、今まで以上に我々はプレッシャーを受けつつ保安活動に取り組んでいかなければならないという自覚を新たにしております。

また、費用につきましても、決してこの見直しによってコストが減るということでは全くなくて、新しいテクノロジーなどを導入するには当然投資が必要ですので、そういった点でも、費用はこれからむしろかかっていく方向だと考えております。

問題は、そのかけた費用をいかに効率よく効果的に保安レベルの向上に資するようになるかというところでございます。そういう点で、今回の見直しでは、かけた費用もしくはテクノロジーが効果的に保安レベルの向上に資するような形で働くように整備していただいているのだと理解しております。

我々といたしましても、いろいろ自主的な保安活動を行うに当たっては、ある程度、国や自治体の方々に見ていただく様なルールも必要ではあると思いますが、泳ぎ代とか自由度というものがある程度ないと、技術の発展や設備やテクノロジーの導入というところで、工夫していく部分がなくなってしまうので、こういう泳ぎ代を確保していただいて、そして、泳ぎやすいように、障害となるようなものを取り除いていただくというように理解しておりますので、そちらの考え方につきましては大変ありがたいことだと考えております。

また、CBMにおけるクラックやクリープの評価法に関しましても海外の基準などを導入するなど、積極的かつ慎重に行っていきたいと思っております。海外におきましても、保安の取組に関しましては、今回見直しがありましたような考え方、自主保安とかCBMが既に常識としてなされておりますので、今回の見直しが実現すれば、我々も海外と同じ土俵の上で対等な議論をしたり、最新技術を取り入れたりすることが期待できます。また、経営の上でも同じ土俵で戦えることで国際競争力というものが、副次的にはありますが、ついてくれば、今回の見直しの効果はさらに大きなものになるのかなと考えております。

久本委員からは、海外技術の規制・基準については詳細な確認が必要というお話もございましたが、これも我々事業者や主体が勝手に思いつきで出しているものではなくて、ある程度、海外で学問的もしくは技術的に評価された実績のあるものを取り入れていくことが前提となっておりますので、安全性につきましては、制度の中でつくっていただきました大臣認定制度とか、専門家の方々もしくは事業者の中できちんと位置づけを行っていただければ担保されると考えております。

今般、我々といたしましても、この見直しに関しての影響については非常に真摯に真剣に受け止めております。保安の維持・進歩というものは我々事業者のみでできるものではないので、行政の方々及び専門家の方々、皆様の御指導を受けつつ、今後共保安レベルの向上に邁進していきたいと思っております。

以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、藤本オブザーバー、お願いいたします。

○藤本オブザーバー　石油化学工業協会の藤本でございます。

まず初めに、当協会といたしましても、今までオブザーバーの方がおっしゃっていたとおり、今回の見直しにつきましては、経産省の保安課から事前の会員企業への説明並びに質疑応答の機会、あるいは個社へのヒアリング等、丁寧にしていただきいろいろと意見を吸い上げていただきましたので、感謝したいと思います。

ただいま申しましたとおり、保安課による会員企業全体一当協会会員は全部で26社あります一への説明会とさらに、念のためというわけではございませんが、その後、当協会の中でも、全26社から成る保安衛生委員会という正式なこういう案件の意見交換とか議論をする会議体がございますので、意見交換を行い、なおかつ、全社に当協会として書面でのヒアリングをして、追加の質問や要望を取りまとめさせていただきました。

そういう意味で、ダブルチェックをさせていただいたという形になるかもしれませんが、その結果、今回の、特にメインの新認定制度案とか、その他もろもろの改定案につきましては、特段の意義反対意見はないということをおきまして本日御報告しておきます。

細かく言いますと、今日の資料では、16ページのC B Mの円滑化とか基準・規格の柔軟化、このあたりにつきましては、石油連盟さんの三浦オブザーバーのおっしゃったとおり、当協会内でも同様な意見がございました。

また、メインの、本日の資料の18ページの「認定手続に係る新たなフロー」につきましても、先ほど委員の方がおっしゃっていたとおり、ペーパーワークがゼロということはないと思うのですが、ペーパーワークの適正化はぜひお願いしたいと思います。これはもう何年も前から会員企業から当協会へもいろいろと要望がございましたので、こうした方向は好ましいのでお願いしたいと思います。

他方、今回、新制度への移行期間を十分にとっていただきたいとか、あるいは、今回議論になっております肝でありますスマート保安、いわゆるテクノロジーがメイン要件に入

っているわけでございますので、その辺の定義とか事例はより具体的に今後提示検討をお願いしたいと思います。

最後に、先ほど三宅委員から、他省や他法令との連携・整合性に関する御発言がございましたが、当協会としましては、今回の高圧ガス保安法の見直しの方向性につきまして、労安法ですとか消防法へも展開されるようお願いしたいと思います。この点はほぼ全ての会員企業からの意見でございますので、経産省でもサポートをいただきたいと思っている次第でございます。

以上、発言の機会をお与えいただきまして、ありがとうございました。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、菅オブザーバー、お願いいたします。

○菅オブザーバー　　電事連の菅でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。また、経産省様におかれましては、さまざまな方向性の取りまとめをいただきまして、まことにありがとうございます。

私のほうからは、資料2—4の「都市ガス分野における大規模災害時の保安業務のあり方について」でコメントをさせていただきます。

本小委員会におきまして、新規ガス小売事業者の立場から、大規模災害時の保安業務の在り方に関しまして、早期復旧、レジリエンスの向上の観点から、16スライドに記載の3つの項目を検討いただくよう提案させていただきました。

それらの提案に対しまして、日本ガス協会様とお話しさせていただく機会をいただき、その中で、定量的な確認までは行っておりませんが、現行の仕組みの考え方及びその背景などを改めて確認させていただき、弊会から提案させていただいた3つの指摘につきましては、足元では現行の仕組みを維持することはやむを得ないと思っております。

私ども、新規ガス小売事業者としましては、万が一の場合には、本委員会あるいは分科会の取りまとめの内容に従いまして、保安業務に関する役割をしっかりと果たしていきたいと考えてございます。

一方、今後の保安業務の在り方に関しましては、資料2—4の2スライドの最下段に、「スマートメーターをはじめとしたテクノロジーの導入に取り組み、復旧作業を合理化させることで、災害時における安全かつ早期の保安の確保・復旧の実現を目指していく」との方向性が示されております。大規模災害時の保安業務に関する諸課題を抜本的に解決するためには、スマートメーターなど、新たな技術の早期導入が必要であると考えておりま

す。

スマートメーターに関しましては、電力業界では、2024年度末までに低圧スマートメーターの全戸設置完了が予定されております。また、既に次世代のスマートメーターの仕様についても検討が進められているところでございます。

都市ガス分野におきましても、スマートメーターの普及によって、遠隔による閉開栓業務が可能となり、復旧が早期化されるだけでなく、災害復旧時の動員数の削減、あるいは、作業員の安全確保にも寄与するといった、さまざまな効果が期待できるものと考えておりますので、スマートメーターの導入に向けたロードマップの作成、設置完了時期の具体的な目標などにつきまして、しかるべき場で検討を進めていただくとともに、ロードマップの着実な推進をお願いしたいと思っております。

最後に、先ほど、竹内委員、伊藤委員からも同様なお話がありましたけれども、スマートメーターが普及した暁には、競争が進展していく環境下においても、保安を確実に確保するため、原価回収ができる導管事業者に保安を一元化し、小売事業者はサービス競争に専念するといった考え方もあるのではないかと考えております。

より安全で安心できる災害に強い都市ガス事業とするためにも、現状の災害時の保安の責任体制、費用負担の在り方等、保安制度全般につきましてより適切な方向となるよう議論をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、岡崎オブザーバー、お願いいたします。

○岡崎オブザーバー　　オブザーバーで参加させていただいております電力総連の岡崎です。

私からは、資料2-4の「都市ガス分野における大規模災害時の保安業務のあり方について」を申し上げたいと思います。

本小委員会の議論の前提は安全の確保であることは言うまでもないと思えますし、保安水準を低下させることなく、むしろスマート保安などテクノロジーの活用や効果的で合理的な規制への転換等を通じまして、保安レベルの向上を志向していくというものと理解しております。

また、その際の安全の確保につきましては、これは中間とりまとめにおいて、「当然のことながら」という前置きも書いていただいておりますが、「作業従事者の安全及び公衆

の安全を含む」としっかりと明記いただいているところであり、こういう基本的な認識に立ちまして、事務局案に御意見を申し上げたいと思います。

先ほど菅オブザーバーからもありましたが、私どもはガス小売市場に新規参入する職場で働く者でありまして、普段はガス保安業務に従事しておりません。そのような組合員を抱える立場としては、これまでこの産業保安基本制度小委員会におきましても、早期復旧のためはもちろんのこと、先ほど申しました、公衆の安全、そして従事者の作業安全を含めた安全を確保するためにも、平時から専業でガス保安業務に従事いただいている一般ガス導管事業に働く皆さん、まさしくプロフェッショナルの皆さんに災害等有事においても一元的に対応いただくべきではないかと、このように申し上げてきたところであります。

この点は中間とりまとめでも、先ほど伊藤委員からも御紹介がありましたが、本来は保安責任を有する者が大規模災害でも責任を負うとともに、安全かつ早期の復旧の観点から、保安のスキル、能力を有する人員が保安業務に当たることが一般的には早期復旧並びに保安確保の観点から重要だと明記をいただいております、私どもとしても、この点につきまして強く認識を共有し、賛同させていただいたところであります。

ところが、今日の事務局案では、現行のガイドラインも改定することもなく、現状維持ということでお示しをいただいております、私ども現場で働く者の安全を預かる立場としては大変残念であります。今般の事務局案に対しまして、私ども現場からも声を幾つか聞いてまいりましたので、そのあたりを今日御紹介させていただきたいと思います。

16スライドには、「今後、普段から保安業務に従事していない者が災害時の要員になることを想定」とありますが、そうした必ずしも十分な現場力を備えていない者を、先ほど、これから災害は激甚化していくといったことも正田課長からありましたが、例えば、激甚災害が発生して瓦礫だらけの災害現場に、普段はガス保安業務に従事していない我々の仲間を出動させて開閉栓作業を担わせるということについて、作業安全あるいは公衆安全の観点から、労働組合として看過していいのかという意見。例えば、これを電力に置き換えますと、被災地で電柱が倒れて、一般の御家庭への引っ込み線が断線した、そういう現場において、新規参入されている小売事業者の方に、お客様に向けたラスト・ワンマイルの電力の復旧作業をお願いするということは、我々では少し考えにくいところあります。この点についてガス分野ではどう考えているのかという意見がございました。

また、ガスであれ電気であれ、災害時の小売事業者の主たる任務は、一般送配電事業者あるいはガス導管事業者さんからの復旧の見通し等をしっかりと自らのお客様に情報発信

していく、あるいは電話対応等を行うことであって、保安業務そのものは、業務独占を認められ保安責任を担う立場にあります、電気なら一般送配電事業者——この中に今後は配電事業者も入ってくると思いますが、ガスなら一般導管事業者さん、これらが担うのが本来ではないのかと考えています。

事務局案では、電力分野に比べて発生頻度が少ないといった記載もあるのですが、そういう希頻度のリスクであればなおさら、專業で保安責任を担われる導管事業者さんが災害時の保安責任を担うべきではないかと思えます。

また、小売事業者といたしますと、参入あるいは撤退が自由であります。参入・撤退が自由なガス小売市場に今後より一層多様な事業者さんが参入してこようと思えます。そういう中で、そういう参入・撤退が自由な個々の事業者に対して、顧客対策隊と位置づけて保安業務を担わせるということが、早期復旧といったレジリエンスの観点、あるいは、災害現場に出動する者の作業の安全、そして、その作業に伴う公衆の安全、こういう安全確保の観点のいずれの面でも、果たして持続可能なものなのかどうか、現場からは疑問が呈されているところであります。また、そういう中で、「教育の拡充」ということを記載いただいておりますが、そういったところを果たして「教育の拡充」で対応できるのかといった声も、現場から寄せられているところです。

先ほど正田課長から、これから激甚災害が増えていくので、一般導管事業者さんは技術的に困難な復旧作業に注力をする必要があるということで、その他の比較的簡易な作業云々というお話もございましたが、そういう激甚災害というのは、まさしく先ほども私が触れたとおり瓦礫だらけの過酷な現場であることが想定され、そういった現場に普段は保安作業を専ら行っていない者を派遣していいのかということだと思えます。

また、まさしくそうした場合は小売事業者がサポートするというよりむしろ、先ほど事務局から御提案がありましたが、今回措置されようとする災害時連携計画に基づき、隣接エリアの導管事業者さんが応援派遣され対処すべきではないかといった意見も現場からございました。

以上申し上げましたとおり、事務局案に対しましては、私ども働く者の安全を重んじる立場としては問題意識を持ってございます。「現行の仕組みが適切であることを確認した」という記載もありますが、正直、私どもとして、何が適切なのかよく理解できません。どうか事務局様におかれましては、こうした現場意見も斟酌いただきまして、現場で働く者の作業安全、公衆安全を確保する観点から、再度、中間とりまとめに示された考え方を

踏まえた再検討をお願いしておきたいと思います。

以上であります。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、臼井オブザーバー、お願いいたします。

○臼井オブザーバー 日本ガス協会の臼井でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。また、今回、資料の取りまとめ、御説明、どうもありがとうございました。

私のほうからは、資料2—4の「都市ガス分野における大規模災害時の保安業務のあり方について」というところでコメントさせていただければと思います。

都市ガス分野において、地震等の災害における復旧作業につきましては、各お宅一軒一軒のガスメーターの閉栓に始まりまして、現状、人海戦術に頼らざるを得ない部分があります。

特に、この地震が大規模になって、また、被害が広範囲に及ぶ場合については、一般ガス導管事業者からだけでは、それをカバーするのは現実的ではございませんで、これまでもやってきてございますが、都市ガス事業に携わる皆様方や事業者全体で協力して早期復旧に向けて取り組む必要があるかと考えてございます。

また、一方で、そういった復旧業務を効率化していくためにも、スマートメーターやIoTの活用も同時に進めてまいりたいと考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○若尾委員長 どうもありがとうございました。

御発言の御意思を示していただいた方には、皆様、もう既に御発言いただいたと思いますが、全体を通じまして何かございますでしょうか。

よろしでしょうか。ありがとうございました。

大変活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。各委員、オブザーバーの皆様からいただいた御発言に関して、事務局からコメント等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○正田保安課長 事務局でございます。まず、高圧ガス保安法関係でございますが、いずれも重要な御指摘でありますけれども、その中でも、複数の委員から御指摘いただいた点といたしまして、1つは、法定講習の在り方です。設備構成や保安レベルに応じたきめ細かい法定講習の在り方とか、そもそもの法定講習の必要性、あるいは、C B T（コンピ

ュータ・ベースド・テストング) のようなものをしっかり導入すれば在り方は変わるのではないかと、そういう点を御指摘いただきました。

また、山地委員からは、法定講習のところ、中小などはしっかりやってメリハリをつけていくということの必要性、こういったところを御指摘いただいたところでございます。

また、複数御指摘いただきましたのは、法適合性確認能力のところでございます。松平委員、三宅委員、白坂先生にも御指摘いただきましたが、このところの在り方はどのように担保していくかは、認定基準のところなどを整理していく中でしっかり見極めていきたいと思っております。

あとは、中小事業者の取組のところ、これをしっかり対応すべきだということは、柳田委員、山地委員、白坂委員などからも御指摘いただいたところでありまして、今回の資料では、中小事業者のインセンティブ制度などはまだ検討中ということで、具体案を示すことはできなかったわけですが、そういったところはしっかり詰めていきたいと思っております。

それ以外でも、カーボンニュートラルの関係で、燃料電池自動車の規制の一元化のところは賛同なのだけれども、さらに広く、水素保安の全体戦略でありますとか——これは菅原委員から御指摘いただきましたが、あるいは、又吉委員からも、カーボンニュートラル実現に向けて、さらに保安規制、規制制度の在り方の検討を継続すべきだと、こういう御意見をいただいております。

もちろん、それ以外にも、国と自治体の連携ですとか、今後の基準のつくり方を含めて、本日の御意見をよく踏まえまして、最終的な取りまとめにも反映させつつ、さらに、その後の具体化のところでもよく考えていきたいと思っております。

また、都市ガス分野につきましては、特に資料2—4の「大規模災害時の保安業務のあり方」というところでたくさんの御意見をいただきました。竹内委員、伊藤委員から、保安業務というのは、今後のことを考えていくと、一元的に集約化していくという方向も含めて、よく考えていかなければいけないのではないかと意見をいただきました。

あるいは、もちろん、電事連様、電力総連様からも御意見をいただいたわけですが、事務局案につきましては、これだけさまざまな御意見をいただいておりますので、もう少し精査をさせていただく必要があるのかなと思っております。

もちろん、ベースラインとしてどのように考えるか、時間軸を置く必要もあると思っております。そういったことも含めて、よく考えてまいりたいと思っております。

いろいろと貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

本日、委員、またオブザーバーの皆様からさまざまな御意見をいただいておりますので、最終取りまとめに当たりましては、今回の御意見を踏まえた上で、事務局には整理、また、対応していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、最後に、事務局から今後の予定等に関して御連絡をよろしく申し上げます。

○正田保安課長　　次回の小委員会の開催につきましては、10月29日、金曜日、15時～17時を予定しております。後日、改めて事務局から御連絡させていただきます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、本日は活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

——了——

お問い合わせ先：

産業保安グループ 保安課

電話：03-3501-8628

FAX：03-3501-2357